

改正	平成20年6月19日法人規程第1号	平成22年3月9日法人規程第23号
	平成26年3月18日法人規程第9号	平成28年7月29日法人規程第3号
	令和元年6月12日法人規程第5号	令和2年3月23日法人規程第17号
	令和7年9月9日法人規程第4号	

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人九州歯科大学（以下「本学」という。）の授業料等の額、納付等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等の種類等)

第2条 本学の徴収する授業料等の種類は、別表の区分の欄に掲げるものとし、その額、納期限等については、同表に定めるとおりとする。

2 他大学との協定等に基づき本学に在学し、又は本学の授業等を受ける学生については、当該協定において授業料等の相互不徴収を定めている場合においては、当該授業料等は徴収しない。

3 九州歯科大学大学院学則第5条第2項により長期履修を認めた学生（以下「長期履修学生」という。）の長期履修期間（長期履修学生となる前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。）における授業料の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

4 前項の規定により授業料の年額が定められた長期履修学生が、長期履修期間の短縮を認められた場合の長期履修期間（当該短縮の前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。）における授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

(授業料等の納付)

第3条 本学の学生となり、又は本学の授業等を受ける者（以下「学生等」という。）は、授業料等を支払わなければならない。

2 学生等が授業料等を支払わないときは、保証人が当該学生等に代わって支払わなければならない。

(授業料の徴収方法)

第4条 授業料は、前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の2回に分けて徴収する。

2 授業料の徴収方法は、原則として口座振替とし、別表に規定する納期限の日に、振替を行うものとする。ただし、納期限の日が金融機関の休日に当たる場合には、金融機関の翌営業日に振替を行うものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、授業料の徴収及び口座振替に関し必要な事項は別に定める。

(授業料の取扱)

第5条 期の全期間において授業等を受ける資格がない者の当該期の授業料は、徴収しない。

2 期中途において復学、休学、退学又は除籍となった場合で、当該期における在学期間が6月に満たない者又はこれに準ずる者の授業料は、授業料の各期の額の6分の1に相当する額に、在学する月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額とする。

3 前項の場合における授業料の納期限等については、理事長が別に定める。

4 第1項及び第2項の規定は、九州歯科大学学則第42条により退学又は停学となった者の授業料には適用しない。

(減免等)

第6条 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）及び関係法令に定めるもののほか、災害その他特に必要があると認めるときは、授業料等を減免することができる。

2 理事長は、学生等又はその保証人が授業料を一括して納付することが困難と認められる場合又は納付時期に納付することが困難と認められる場合においては、別に定めるところにより、分割納付又は納期限の延期を認めることができる。

(授業料等の返還)

第7条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、特別の理由があると理事長が認める場合はこの限りでない。

(滞納)

第8条 授業料等を納期限までに納付しない場合は、別に定めるところにより、延滞金を加算して徴収する。

2 理事長は、授業料等の納付を怠っている者に対しては、除籍することができる。

3 授業料等を滞納している場合の取り扱い及び除籍については、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日法人規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日法人規程第23号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日法人規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月29日法人規程第3号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月12日法人規程第5号)

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日法人規程第17号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月9日法人規程第4号)

この規程は、令和7年9月9日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分		単位	金額	納期限	摘要
入学検定料	大学	1回	17,000円	入学願書提出の際	本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学する者については徴収しない。
		第1次選抜	4,000円		
		第2次選抜	13,000円		
	大学院	1回	30,000円		
入学料	県内の者	1回	282,000円	入学手続の際	入学料の納付猶予に関しては別に定める。 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学する者については徴収しない。
	県外の者	1回	520,000円		
授業料	前期	1期	267,900円	4月25日	申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
	後期	1期	267,900円	10月25日	
研究料		年額	356,400円	研究許可の日から10日以内	許可された研究期間に係る額を一括して納付するものとする。

聴講料	1 科目 1 学期	14,800円	各学期の始業の日から10日以内	聴講生
学位論文審査料	1 回	57,000円	学位論文提出の際	次のいずれかに該当する者については徴収しない。 (1) 大学院に在学中の者 (2) 大学院に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、学位論文提出の日において退学の日から1年を経過していないもの
公開講座等講習料	当該講座等ごとに理事長が定める単位	当該講座等ごとに理事長が定める額	当該講座等ごとに理事長が定める期限	当該講座等の内容、形態に応じて定める。

備考

別表中平成13年3月31日において九州歯科大学に在学していた者に係る授業料の額については、「267,900円」とあるのは「239,900円」と、平成11年3月31日において九州歯科大学に在学していた者に係る授業料の額については、「267,900円」とあるのは「234,600円」とする。